平成２５年（フ）第１４２０号
名古屋市中川区法華西町45番地　ジュネスマルコーⅢ101号
債務者　瀬谷　知弥
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１７号
兵庫県西宮市上鳴尾町３番24号
債務者　東内　正行
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９４号
名古屋市北区金城１丁目２番Ｅ―713号　中富住宅
債務者　吉村　美香
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４９号
愛知県弥富市鯏浦町南前新田156番地１　ＬＡＣＡＳＡ弥富Ａ―103
債務者　大西　志奈（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇本　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
長野県松本市平田東１丁目17番９号
債務者　関　　貴
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石曽根清晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１４９４号
名古屋市西区天塚町４丁目46番地
債務者　石井　政昭
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久野　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１号
熊本県荒尾市西原町３丁目８番５号
債務者　谷川　公栄
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２２３９号
名古屋市守山区白山２丁目903番地の３、従前の住所名古屋市千種区向陽町１丁目３番地の２　ロイヤルアーク覚王山１Ｂ号
債務者　新居　愛里
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　袁　　明玉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木3950番地１
債務者　佐々木　博
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８８号
北海道小樽市桜２丁目９番14号　アメニティ桜ⅢＢ１Ｆ号室
債務者　入江　政光
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１号
福島県相馬市百槻字篠竹73番地の２　プレ・ルヴニール201号
債務者　山田　利安
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第２６０号
茨城県笠間市笠間4319番地15　大枝アパート101号室、前住所茨城県笠間市笠間4322番地３
債務者　高丸　三男
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６４号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町630番地
債務者　古渡とし子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６５号
茨城県笠間市旭町322番地18　セドラスコート501
債務者　津田　由枝
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
茨城県笠間市南友部556番地２
債務者　市川　和子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２７５号
茨城県常陸大宮市南町3101番地の13、前住所茨城県ひたちなか市大字高野304番地の２
債務者　奥島　忠恭
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所